令和8年度 滋賀県喀痰吸引等第三号研修開催要項

（ 新規受講者用 ）

1. 目的

平成24年4月から介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の中で痰吸引等の行為を実施することが可能となりました。本研修会は重度障害者等に対し、安全かつ適切に喀痰吸引等をすることができる介護職員等を養成することを目的に開催致します。

2. 研修により認定する行為

・ 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

＊ 口腔内、鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とします。

・ 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

＊ 胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブの挿入状態の確認は認定行為に含まれません。

★ 特定の者に対する医療行為の認定になります。このため、研修終了後、同じ行為であっても他の者に対する医療行為には認定されません。

★ 1回の研修においては利用者2人（ケアの内容が異なっていても可能）までの実施研修を行うことができます。

3. 実施主体

滋賀県

4. 実施機関（委託先）

滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターこあゆ

5. 受講対象者

介護業務に従事している介護職員等、学校及び幼稚園・保育所に従事している教師、保育士等

6. 受講要件

個人ではなく所属する事業所として、以下①～⑧の要件をすべて満たす者を受講対象者とします。要件の不備がある場合は受講することができませんのでご留意ください。

① 介護職員等が医療行為についての実地研修を行うことについて、利用者本人（本人の意思が確認できない場合はその家族等）から、書面による同意を得られること。

② 利用者の主治医から、利用者に対して医療行為の実習を行うことについて、書面による指示が得られること。

③ 実地研修の際に指導する指導看護職員（保健師、助産師、看護師等）を確保していること。
（指導看護職員については「令和7年度 滋賀県 喀痰吸引等第三号研修開催要項（指導看護職員等用）」をご覧ください。）

④ 実地研修において、介護職員等が利用者に対して医療行為をおこなうに当たり、緊急時のバックアップ等、主治医や訪問看護事業所等の協力連携体制が整えられること。

⑤ 実地研修における事故についての損害賠償保険に加入していること。（既に事業所が加入している保険で、実地研修における事故が補償されているものであれば新たに加入する必要はありません。補償内容については各事業所から保険会社へご確認ください。）

⑥ 研修の日程全てについて受講が可能であること。

⑦ 研修において知り得た個人情報保護を順守すること。

⑧　**令和9年3月10日（水）までに現場演習・実地研修を修了することができること。**

※ 基本研修のみの受講を希望する介護職員等も受講可能です。但し、定員を超過する申し込みがあった場合は実地研修をする受講者の受講が優先されますのでご了承下さい。

7. 実施日時・場所・申込期間・定員

☆第1回目研修：びわこ学園医療福祉センター野洲　地域交流棟（住所：野洲市北桜978−2）

【基本演習】　令和8年7月4日（土）・5日（日）
【現場演習・実地研修】　令和8年7月6日（月）～令和8年3月10日（水）
【申込期間】　令和8年6月1日（月）～6月18日（木）**＊必着**
【定員】　15名程度（介護職員等）

☆第2回目研修：びわこ学園医療福祉センター野洲　地域交流棟（住所：野洲市北桜978−2）

【基本演習】　令和8年10月20日（火）・21日（水）
【現場演習・実地研修】　令和8年10月22日（木）～令和8年3月10日（水）
【申込期間】　令和8年9月1日（火）～9月17日（木）**＊必着**
【定員】　15名程度（介護職員等）

☆第3回目研修：びわこ学園医療福祉センター野洲　地域交流棟（住所：野洲市北桜978−2）

【基本演習】　令和9年1月**8日**（金）・**9日**（土）
【現場演習・実地研修】　令和9年1月**10日**（日）～令和9年3月10日（水）
【申込期間】　令和8年12月1日（火）～12月17日（木）**＊必着**
【定員】　15名程度（介護職員等）

8. 研修スケジュール

【基本研修】

日程	スケジュール
研修1日目	【受付】　8:30～ 9:00 【オリエンテーション】　9:00～ 9:30 【講義①】　9:30～11:30 【休憩】　11:30～12:30 【講義②】　12:30～15:30
研修2日目	【受付】　8:30～ 9:00 【講義③】　9:00～12:00 【休憩】　12:00～13:00 【シュミレーター演習】　13:00～15:00 【筆記試験】　15:30～16:00

☆制度や手技等の基本的な講義、演習です。研修内容に関しましては、別表1を参照して下さい。

☆各講義・シュミレーター演習後に筆記試験を行います。筆記試験の合格基準（四肢択一式問題を20問回答し、90点以上を合格）に達しない場合は、実地研修を行うことは出来ません。合格基準に達しなかったものには、2回まで追試験を行います。追試験1回目に関しては、その日中に行います。追試験2回目は個別に日程を再設定します。

【現場演習・実地研修】

《現場演習》

基本研修を修了している介護職員等に対して、在宅等において、介護職員等が行う特定の者に対する医療行為を利用者に触れず、口頭で、物品等を使って説明することを指導看護職員が評価する研修です。

所定の評価表の全ての項目において、指導看護師の評価の結果、1回「手順通りに実施できている」となった場合に、現場演習を修了とし、実地研修に入ることができます。

《実地研修》

現場演習を修了している介護職員等に対して、在宅等において、介護職員等が特定の者に対する医療行為を実施し指導看護職員が評価する研修です。

評価表のすべての項目について、指導看護職員の評価の結果、連続2回「手順どおりに実施できる」となった場合に、実地研修の終了を認めます。

※ 介護職員等は、現場演習を開始する前に、指導看護職員と連絡調整のうえ「別紙 4 現場演習・実地研修予定表」を指導看護職員に作成を依頼し、作成後、指導看護職員が必ず事務局にメールにて提出してください。その後、研修予定表に基づき実地研修を開始してください。

※ **現場演習・実地研修は、必ず、令和9年3月10日（水）までに終了をしてください。なお、終了ができなかった場合は、翌年度に改めて「既修了者」として受講申込していただくことになります。**

9. 参加申し込みについて

必要事項を記載の上、事務局まで下記の2種類の書類を郵送にてお申し込みください。なお、参加申し込み後に変更が発生した場合は、速やかに事務局までご連絡下さい。申込書には、必ず受講希望者及び指導看護職員予定者の所属施設長名を記載し、公印を押印してください。

- ○ 令和8年度 滋賀県喀痰吸引等第三号研修 受講申込書（新規受講者用）
- ○ 令和8年度 滋賀県喀痰吸引等第三号研修 指導看護職員承諾書

10. 基本研修当日に受講者が持参する書類

下記に示した4種類の書類に必要事項を記入し、複写したものを基礎研修参加当日にご持参してください。記入漏れや持参し忘れた場合は、受講が出来なくなる場合がございますのでご了承ください。別紙1～別紙3に関しまして、原本は各自で必ず保管してください。

- ○「別紙1」喀痰吸引等の実地研修（第三号研修）同意書
- ○「別紙2」実地研修（第三号研修）における医師の指示書
- ○「別紙3」緊急時の対応
- ○ 損害賠償保険証の複写（喀痰吸引等第三号研修の実地研修における事故対応できるもの）

11. 指導看護師による事前郵送書類

下記に示した2種類の書類を受講される基本研修の開始前日（必着）までに、指導看護職員が事務局までメールもしくは郵送して下さい。

書類が確認できない場合、基本研修を受講することができなくなることがありますので、必ず、受講者は指導

看護職員と確認し、指導看護職員が事務局に必要書類をメールもしくは郵送するようにして下さい。

○ 指導看護職員等免許の複写
○ 令和8年度 滋賀県喀痰吸引等第三号研修 指導看護職員研修受講終了届

12. 申込書送付先

住所 〒525−0072 滋賀県草津市笠山8丁目3番113号 びわこ学園医療福祉センター草津内
【事務局】滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターこあゆ 園田 宛て

13. 受講者の選考・決定等

受講の決定はお申込み順ではありません。滋賀県と協議の上、受講者を選定させていただきます。
なお、受講の可否につきましては、申し込み用紙に記載されたメールにお知らせいたします。それぞれの申し込み期限日より1週間程度たっても、受講可否のメールが届かない場合は、お手数ですが、事務局までお問い合せ下さい。なお、受講の可否の決定理由等に関しては、一切お答えすることができませんのでご了承ください。

14. 当日使用するテキストについて

下記のページからダウンロードし、研修受講時に各自印刷したものをお持ちください。
印刷が難しい方はノートパソコン、タブレット（スマートフォンで閲覧は不可）の持ち込みは可能ですので、ダウンロードしたデータをお持ちください。
※ただし、会場での電源使用、充電、Wi-Fi 接続はできませんのでご注意ください。

≪テキストリンク先≫

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社ホームページ内
『喀痰吸引等研修テキスト』（第三号研修特定の者対象）
URL：https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2022/11/houkatsu_07_5_14.pdf

15. 受講費用

無料

16. その他

記載いただいた個人情報については、本研修の連絡にのみに使用致します。受講修了者については、名簿を作成し、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課に報告します。

17. 指導看護職員による現場演習・実地研修終了の報告

現場演習及び実地研修終了後、指導看護職員より、下記に示した書類を事務局まで郵送してください。
書類確認後、事務局より「研修終了証明書」を受講者に発行させて頂きます。
また、受講者と別法人の指導看護職員等に対して、指定口座へ「実習指導費」をお振り込みいたします。

○「別紙4」現場演習・実地研修予定表（新規介護職員等）（原本）
○ 評価票（原本） ○ 評価票まとめ（原本）
○ 振込依頼書（受講者と指導看護職員が別法人等の場合）

※「研修終了証明書」を事務局より発行後、各事業所が必要書類等確認の上、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課へ登録手続きをおこなって下さい。

【お問い合わせ先】

〇募集や研修内容等に関すること:

【事務局】滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターこあゆ　担当:園田

※ 応募や研修に関するお問い合わせに関しましては、下記のグーグルフォームからお願い致します。

≪令和8年度 滋賀県喀痰吸引等第三号研修 お問い合わせフォーム≫

URL ： https://forms.gle/gnZRSoxwSMvutX1HA　　QR コード ：

〇制度に関すること:

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

【TEL】077−528−3543【FAX】077−528−4853

【Email】ec0008@pref.shiga.lg.jp

【別表1】

基本研修（講義及びシュミレーター演習）

科目	中項目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	・障害者総合支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活 等	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点 等	3
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・健康状態の把握 ・食と排泄（消化）について ・経管栄養概説 ・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 等	3
シュミレーター演習 ＊当センターが設定している喀痰吸引・経管栄養の演習は 各1時間を予定しています	・喀痰吸引（口腔内） ・喀痰吸引（鼻腔内） ・喀痰吸引（気管カニューレ内部） ・経管栄養（胃ろう・腸ろう） ・経管栄養（経鼻）	1

※演習（シミュレーター演習）については、当該行為のイメージをつかむこと（手順の確認等）を目的とし、評価は行わない。

※筆記試験終了後に、実際に利用者のいる現場において、指導看護職員や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って現場演習を実施し、プロセスの評価を行う（現場演習についても、申込書に記載していただいた指導看護職員予定者にしていただきます）。

【別表2】

○ 実地研修

口腔内の喀痰吸引	評価票の全ての項目について医師又は看護師等の評価結果が連続2回「手順通りに実施できる」で実地研修は終了とする ※評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

令和8年度 滋賀県喀痰吸引等第三号研修 新規受講者のためのフローチャート

※お申込みの前に受講要綱に書かれている受講要件等を必ず確認してから、お申込み手続きを開始して下さい。

1）研修の申込み

下記の①と②に必要事項記入のうえ、事務局に郵送する。

① 令和8年度滋賀県喀痰吸引等第三号研修受講申込書（新規受講者用）（公印を押印）

② 令和8年度喀痰吸引等第三号研修指導看護職員承諾書（指導看護職員等が所属する公印を押印）

※指導看護職員に「滋賀県喀痰吸引等第三号研修開催要項（指導看護職員等用）」を確認して頂く。

2）受講決定

申込み期日の終了後、滋賀県と協議の上、受講者を選定し決定する。受講の可否に関しては、申込み用紙に記載されたメールへ事務局よりお知らせがある。期限後、1 週間程度たってもメールが届かない場合は事務局へ確認をする。

3）指導看護職員等による必要書類の提出

指導看護職員になられる方は、「喀痰吸引等研修指導者マニュアル」「第 1 章～第 3 章講義動画」「動画 4 喀痰吸引等第三号（特定の者対象）研修 指導看護職員研修」をすべて学習し「②指導看護職員受講終了届」に記載する。基本研修開始前日（必着）までに、①と②を郵送またはメールにて、事務局に提出をする。書類不備の場合、介護職員等が基本研修の受講ができなくなる場合がありますので、ご注意下さい。

① 看護師等免許の複写

② 令和8年度 滋賀県喀痰吸引等第三号研修 指導看護職員研修受講終了届

4）2日間の基本研修受講

「別紙1」「別紙2」「別紙3」の複写、「賠償保険証の複写」を当日持参する。

5）現場演習・実地研修の実施

筆記試験合格後、指導看護職員と連絡を取り「現場演習・実地研修予定表(新規介護職員等用)」について確認し、「現場演習・実地研修予定表(新規介護職員等用)」を作成し、事務局にメール送信後、現場演習・実地研修を開始する。

6）指導看護職員等による現場演習・実地研修終了の報告

指導看護職員が「別紙4現場演習・実地研修予定表(新規介護職員等)」（原本）、「評価票」（原本）、「評価票まとめ」（原本）、「指導看護職員の指導費用 振込依頼書」を事務局に郵送をする。

7）研修終了証明書の発行と実習指導費の振込み

事務局から「研修終了証明書」を受講者に郵送で発行する。事務局から受講者と別法人の指導看護職員に対して、指定口座へ実習指導費の振り込みする。

※「研修終了証明書」を事務局より発行後、各事業所が必要書類等確認の上、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課へ登録手続きをおこなって下さい。

令和８年度　滋賀県喀痰吸引等第三号研修受講申込書
（新規受講者用）

○　申し込み確認事項　（□に✔をつけてください）

□　利用者本人（またはその家族等）から実地研修の実施について書面による同意を得た。（別紙１　同意書）

□　利用者のかかりつけ医等の医師から、利用者に対して、医療的ケアを行うことの承認及び指示を得た。（別紙2　指示書　）

□　実地研修の際に指導する指導看護職員（保健師、助産師、看護師等）を確保した。（指導看護職員承諾書）

□　緊急時のバックアップ等について、主治医・訪問看護事業所等の協力を得た。（別紙３　参考様式　）

□　加入している保険が喀痰吸引等の実地研修に係る損害賠償に適応している。

□　研修の日程全てについて受講が可能である。

□　研修において知り得た個人情報保護を順守する。

□　上記のすべてについて間違いないので、令和８年度　**第　　回**　の　研修会を申し込みます。

１　申し込み事業所

法人名	
事業所名	（種別：　　）
事業所代表者名	**公印**
事業所住所	（〒　　―　　）
事業所連絡先	電話番号：　　ＦＡＸ番号：
メールアドレス	受講決定をメールで通知致しますので、必ずご記入ください。 Mail：

２　受講者

介護職員	ふりがな 氏　名		生年月日 年　月　日 （　歳）
	保有資格 （番号を丸で囲み必要事項を記入）	１．介護福祉士 ２．訪問介護員養成研修＿＿＿＿級過程修了者 ３．その他（　　）*医療・教育・福祉系の資格を記入 ４．資格なし	
	経験年数	実務経験年数　（　　）年（　　）ヶ月	

３　受講者が担当する利用者名と実施する医療的ケア（○印をつける）指導看護職員名

＊　１人の利用者に対して、原則１人の指導看護職員が対応します。複数の指導看護職員名を記載しないでください。

	ふりがな 利用者名	喀痰吸引			人工呼吸器	経管栄養			ふりがな 指導看護職員
		１．口腔	２．鼻腔	３．気管	有・無	４．胃ろう	５．腸ろう	６．経鼻	
1					有・無				
2					有・無				

令和８年度　喀痰吸引等第三号研修　指導看護職員承諾書

※　必ず、受講申込書と一緒に郵送をして下さい。

※　受講申込書の３の項目に記載された指導看護職員の人数分郵送をして下さい。（例：２人いる場合は２枚郵送）

※　下記の同意に関しては、指導看護職員、個人の同意ではなく所属する法人や事業所等の承諾を得てください。

①　指導対象介護職員等

ふりがな **対象介護職員等名**	
ふりがな **事業所**	

②　指導対象介護職員等が医療的ケアを実施する利用者

ふりがな **利用者氏名**	

③　指導看護職員

ふりがな **指導看護職員　氏　名**	
法人名	
事業所名	（種別：　　）
事業所代表者名	
事業所住所	（〒　　―　　）
事業所連絡先	電話番号：　　ＦＡＸ番号：
メールアドレス	指導看護職員に連絡が取れるメールを必ずご記入ください。 Mail：

上記に記載をした指導看護職員等が、現場演習・実地研修の指導にあたることに承諾致します。

年　　月　　日

同意者　　公印